

第11回 定例会 令和元年06月14日
一般質問 質問予定時間（答弁含む）32分

皆さま、こんにちは。維新の会の別府建一でございます。第11回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。
また、3日目になりますので質問の重複する部分もあるかと思いますが私の思いでもありますので何卒お汲み取りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、1つ目は、「武庫分区 雨水貯留管整備事業について」お伺い致します。

当局は、①長期間に渡り、②生活道路に面した、③街区公園で工事が実施されること、が反対意見として集約できるとして「周辺住民の理解を深めるには至っていないと判断し、山手幹線・尼崎宝塚線の基本整備ルートは堅持しつつ、工事手法や公園以外の公共用地を立坑用地の候補とする案等を複数作成し、現計画案との比較検討を行っていく。」と昨年度、方針を変更されました。

そこでお伺い致します。

質問. 1

庁内調整、比較案作成、（仮称）技術支援会議のその後の進捗状況、また本年度予算の執行状況はどのようになっていますか？

続きまして、2つ目の「住宅耐震改修促進事業について」お伺い致します。

阪神・淡路大震災が発生して24年、その後日本列島での頻発する地震、尼崎市においても南海トラフ地震が30年以内に起こる可能性が懸念されています。

そのような中、住宅の耐震改修工事等への補助は、平成28年度まで兵庫県の事業として実施され、本市は申請者から申し込まれた交付申請書等を兵庫県に送付する事務を行っていました。これらの事業を平成29年度から市町事業化し、申請の受付や審査等を全て本市が行うことになりました。

尼崎市のホームページでは、住宅耐震改修事業の概要として「尼崎市では昭和56年5月31日以前に着工された住宅に対して耐震化に要する費用への補助を行っています。多くの方に耐震化に取り組んでいただけるように、様々な補助制度がありますのでご活用ください。」と記載されています。

簡易耐震診断推進事業の予算が平成29年、30年共に3,100,000円、予算執行率は、29年99.37%、30年98.76%に対して、住宅耐震改修促進事業の予算が平成29年、30年共に34,507,000円、予算執行率は、29年は、37.28%、30年は39.39%と低い数字になっています。

そこでお伺い致します。

質問. 2

住宅耐震改修促進事業の予算執行率が低い原因は、何であるとお考えでしょうか？

続きまして、3つ目の「生活保護について」お伺い致します。

生活保護制度について、生活保護を受けるための要件に「資産の活用」については、「預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば、売却等により生活費に充てて下さい。」と記載されています。ところが自宅を所有しながら生活保護受給者がいると伺っています。

そこでお伺い致します。

質問. 3

持家で受給出来る条件とは、どのような方でしょうか？不動産を所有したまま、受給出来る家屋の規定を教えてください。また、本市での持家で受給世帯と受給者数はどれくらいおられますか？

以上で第1問を終了致します。

この後は、一問一答形式にて質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございます。

では、1つ目の「武庫分区 雨水貯留管整備事業について」お伺い致します。

比較案作成（業務委託）が原案を作成したコンサルティング業者と随意契約の予定だとお伺いしました。

来年2月の予算議会迄に変更案作成の予算の上程を行うべく時間がない中と言いながら原案を作成した業者に依頼する予定では、今までそのコンサルティング会社が散々考えた末の案で業務委託を行い費用も使い、最良の案が従前の原案であると言う業者に今回依頼しても違う良案が出てくるとは思えません。

そこでお伺い致します。

質問. 4

本来は、入札で業者を選定するのが正式な手続きではないのですか？随意契約を行い同じコンサルティング会社へ依頼される予定なのは時間がない、事情がわかっていると言う理由からでしょうか？

また、7月から来年1月までの業務委託で委託費は、3,000万円で発注する予定でしょうか？

質問. 5

（仮称）技術支援会議の構成員とそのアドバイス内容についての開示は、行わないのでしょうか？開示を行わないならその理由をお聞かせ下さい。また、その会議の位置付けは、今回の見直しについて重要な立ち位置にあるのでしょうか？

質問. 6

では、確定したスケジュールは、市民にはいつ頃公表されるのでしょうか？

質問. 7

周辺住民へのヒアリングは、いつからどのような方法で聴取していくのでしょうか？比較案においても、工事周辺住民の反対は予想される場所がありますが、今の住民に知らせていない様子では、昨年度の失敗となんら変わらないのではないのでしょうか？住民からの意見を真摯に受け止め誠意ある対応をしているとお考えでしょうか？

質問. 8

公共施設候補地の選定基準はどのような規定を設けていますか？

尼崎の下水道事業としての、目標はどこにあるのでしょうか。

兵庫県が平成25年3月に発行している「阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画」によると、他市は「浸水が生じないことを目標に雨水対策を行う。」ことを目標とし安心安全なまちづくりを目指すとしています。

そこでお伺い致します。

質問. 9

近隣都市の中で、尼崎市のみが「下水道施設は年超過確率1／6の規模の降雨対応で概ね完了している。雨水整備水準を年超過確率1／10の規模の降雨対応に引き上げた整備を行う。」ことのみを目標としているのはなぜなのでしょう？

では、比較検討案についてお伺い致します。

質問. 10

比較案検討において

(1)本来の浸水対策となる目標値を見極める検討は、行いましたか？また、2万㎡から変更は、考えていませんか？

(2)立花・三反田地域での内水氾濫を防ぐことが出来るようになりましたか？

(3)校庭貯留やポンプ設備増強等を含めた検討がなされていますか？

質問. 11

原案との比較として、どのようなポイントに絞って代替案を作成していくのでしょうか？

立坑の代替地のみをさがしているだけではないのでしょうか？

パブリックコメントにおいて

「長期間における工事期間」

「生活道路に面した」

「街区公園での工事」

に対しての反対意見が多く理解が深まらないことにより、計画の比較検討を実施するに至ったとあります。

そこでお伺い致します。

質問. 12

比較案においては、

【工事期間の短縮が見込まれる】

【生活道路より離れた】

【街区公園ではない場所】

での工事が可能なのでしょうか？また、可能であればその理由もお聞かせください。

武庫分区雨水貯留管整備事業については、

陳情書を提出された工事現場周辺住民からは、新年度に入ってから職員の入れ替えの挨拶があつて以降2ヶ月も経つのになんら音沙汰なしと憤慨しています。

今年12月迄に決めると日程が決まっている中で全く住民に対して動きが無いのは誠意ある対応といえるのでしょうか？

住民へは、もっと真摯な姿勢での対応をよろしくお願い申し上げます。

先程の川崎議員への回答で、「着実に事業を実施する」とお話しがりましたが、それなら着実に住民への説明責任を果たしていただきたいし、更なる意見聴取を行なっていただく事を要望いたします。

引き続き、2 つ目の住宅耐震改修促進事業についてお伺い致します。

質問. 13

「簡易耐震診断推進事業」の結果、安全性が低いと診断された建物の棟数、「安全性が低い」の定義はどのような建物でしょうか？また、その戸数は、どの程度有ると認識されていますか？

質問. 14

耐震診断の申請数から、耐震診断の結果、審査に合格した棟数は、どれくらいの割合でしょうか？また、耐震診断は行なったがそれが耐震改修促進事業に繋がらない理由はどこにあるとお考えでしょうか？

耐震工事の立替金額が多い場合は、100万円となります。

そこで代理受領制度の導入を行う事により一時的な費用の負担軽減がはかれます。

代理受領制度とは、申請者（建物所有者）との契約により事業者（耐震改修工事等）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用が軽減されます。

つまり補助金部分の自己資金が不要になり申請者は、一時的にでも立て替えしなくてもよくなる為、耐震化促進事業を申請し易くなります。

そこでお伺い致します。

質問. 15

Q. 今現在、代理受領出来ない理由、また、代理受領を行う事による問題点は何でしょうか？

兵庫県内で41市町の内、今年6月現在で神戸市、宝塚市、明石市、加古川市、高砂市、姫路市、赤穂市の7市町で実施されています。

また、導入を検討している市町が12あります。

代理受領の問題点として事業者による不正受給が懸念されると伺っています。それについては、工事費と補助金の差額が適正に支払われているかどうかの確認が必要みたいです。

そこでお伺い致します。

質問. 16

不正受給が懸念される点は、銀行振込用紙や領収書の原本確認でカバーできるのではないのでしょうか？

この問題点は、解決出来るものではないのでしょうか？若しくは他にも問題点が有りますか？

質問. 17

遅くとも次年度からの取組は可能でしょうか？出来なければその理由もお聞かせください。

住宅耐震改修促進事業については、

今月より三田市も代理受領開始予定です。

代理受領を認めていただく事で、耐震改修工事において市民が自己資金不足で二の足を踏む事のないよう、出来るだけ早期の改善を要望致します。

3つ目の生活保護についてお伺い致します。

納税者から相談で「生活保護費を税金から受け取るにあたって財産を持っては受給できないんじゃないの？法律で決まっているなんて腑に落ちない。」と相談を受けました。そこでお伺いいたします。

質問. 18

Q. 生活保護受給者の自宅の所有権が認められることについて納税者にどう説明すれば理解が得られるのでしょうか？

質問. 19

Q. 受給者が亡くなった後、その所有権は誰のものなのでしょうか？なぜ国や本市に帰属出来ないのでしょうか？

質問. 20

Q. 相続人が相続放棄した物件は、どうなりますか？

質問. 21

Q. 相続放棄されると所有者のいない、手のつけられない空き家になる可能性があるが、それを未然に防ぐことはできないのでしょうか？

生活保護については、

保護受給者が他都市より多い本市において納税者の理解は、必要不可欠な事だと思えます。この保護制度が本当に必要な方が困る事のないよう、また、不正受給が無くなるよう真摯な姿勢での対応を要望いたします。

今回、3項目の質問に対する検討の経過を見ながら、次回以降の議会でもまた、確認させていただきたいと思えます。

以上で私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠に有難うございました。